

食品ロス削減に向けた消費者庁の取組

1. 25年度における主な取組

(1) 消費者向けウェブサイト・パンフレット等の作成

- ・当庁公式HPに専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」を設け、消費者向けの情報を掲載。
- ・食品ロスの現状、食品ロス削減のための工夫などを盛り込んだパンフレット等を作成し、自治体等での活用を呼びかけ。
- ・農林水産省と連携し、政府広報（動画）を作成。

(2) 地方公共団体における普及啓発事業

地方公共団体において「先駆的プログラム」として実施した内容や結果を消費者庁において取りまとめて全国にフィードバック。（予算額：500,000千円の一部）【参考1】

(3) 食品ロスの削減に関する意見交換会

消費者が食品ロスを削減するために必要な知識、消費者に対する効果的な普及啓発の内容及び手法を検討。

平成26年3月に取りまとめ文書を公表。

(4) 「消費者基本計画」等への記載

- ・消費者基本法に基づく「消費者基本計画」において、重点施策のひとつとして、「食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応」を盛り込んだ。【参考2】
- ・文部科学省とともに、今後の消費者教育の推進の指針となる「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成。また、基本方針に掲げた今後検討すべき課題について、消費者教育推進会議の下に3つの小委員会を設置。【参考3】

※消費者教育の推進に関する基本的な方針の概要

「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供する」ために、国や地方公共団体の消費者教育の施策の指針となるだけでなく、様々な消費者教育の担い手の指針ともなるもの。

消費者市民社会の概念を明示し、環境教育や食育等の関連する教育との連携を示すなどにより、食品ロスを消費者教育の一テーマとして位置づけ。

2. 平成26年度における主な取組

(1) 消費者向けウェブサイト・パンフレット等の更新

現在のパンフレット等への消費者の反応、意見交換会における意見、地方公共団体の事業成果等を踏まえ、更新を行う。

(2) 地方公共団体事業の好事例紹介

平成25年度の「先駆的プログラム」事業を始め、地方公共団体の好事例を広く紹介。

(3) 「消費者教育の推進に関する基本的な指針（基本指針）」を踏まえた消費者教育の推進

基本方針に掲げた今後検討すべき課題について、消費者教育推進会議の下に設置した3つの小委員会において検討。

3. 平成27年度予算に向けた検討状況

普及啓発予算の確保について検討中。

- ・食品ロス統計調査（平成26年度実施）の結果紹介
- ・納品期限見直しの内容紹介
- ・地方公共団体の好事例紹介 等

以 上